

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 森下君、21番 岡君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（井上勝彦君）日程第2 一般質問 を行います。

順番13、4番 楠本君。

〔4番（楠本知子君）登壇〕

○4番（楠本知子君）皆さんおはようございます。6月にはまれな台風がやってきました、全国ではいろんな被害が出ております。心からお見舞いを申し上げます。

本日のトップバッターでございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番目、子宮頸がん予防ワクチンの接種率を高める対策について伺います。国では、若い女性で増えている子宮頸がんやヒブ、小児肺炎球菌の3ワクチンについて、定期予防接

種の対象とすることを来年の2013年から実施する方針を出されました。2010年から公的接種が実施をされておりますが、これを恒久化していくということで、ようやく先進国の水準に追いついたこととなります。

年間1万5,000人の女性の方が発症し、特に20代から30代の若い女性が罹患し死亡している子宮頸がんにおきまして、10代でワクチンを接種すれば70%、その後、定期的な検診で100%予防できるとされております。しかし、保護者への周知と理解が進んでいないとワクチン接種は普及をいたしません。現在中学1年生から高校1年生相当の女子生徒に全額公費助成で実施されているワクチン接種を積極的に勧めることが大変重要であると考えますので、以下の点について伺います。

①接種状況について。②保護者への周知と理解をどのように啓発されておられますか。

③学校での集団接種など、接種しやすい有効策を考えておられますか。お聞かせください。

2番、高齢者が住みやすい住宅づくりについて。高齢者のお住まいは、特別養護老人ホームなどの施設と住宅に大別されます。このうち、施設は満員状態であるかと思えます。橋本市の高齢化につきましては、平成22年度高齢化率は23.6%で、26年には27.5%、29年には30%になると推定されております。橋本市の人口は減少傾向にあります。しかし、世帯は増加傾向にあるということ。単身、夫婦高齢者世帯が増えていくということがうかがえます。

高齢者住宅をめぐって、昨年、「高齢者の住居の安定確保に関する法律」が改正されまして、高齢者専用住宅、高齢者向け優良賃貸住

宅などが一本化され、サービス付き高齢者向け住宅として同住宅の登録制度が始まりました。高齢者の方にとっては、住み慣れた自宅でできるだけ元気で日常生活を送られることが一番望んでおられることと思いますが、このような住宅が増え、介護施設以外にも選択できる住居が増えることは喜ばしいことでもあります。

そこで、今後の橋本市の高齢者の住まいについて、どのような施策を進めていこうと考えておられるのかお聞かせいただきたく、以下の点について伺います。

①自宅のバリアフリー化への改修について支援策はありますか。②介護保険を利用して自宅の改修において最初から1割で済む受領委任払い制度を利用できる対象者は、介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの方となっておりますが、さらに拡大をしていただくことはできませんか。③サービス付き高齢者向け住宅の登録はいくつあるのでしょうか。今後の整備目標はありますか。また、このような住宅は高家賃になるかと思えます。低所得者の対策として家賃の減免をされているところがあります。グループで住まわれることによって安くなることも考えられますが、低所得者対策をお考えですか。④高齢者向けの市営住宅を増やす計画はありますか。

3番、市民便利帳「くらしのガイド」の配布について。平成18年2月、橋本市・高野口町合併時に「くらしのガイド」が全戸配布をされました。その後、19年、21年と、最新では23年の8月に改訂版が出され、転入者の世帯に配布されておられます。

他市におきましては、行政サービスや地域情報、災害に役立つ情報を盛り込み、市民の皆さんに役立つ情報誌として作成をされ、しかも経費を抑えた手法でガイドブックを作成されておられます。そこで、今後の「くらし

のガイド」の配布についてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君の質問項目1、子宮頸がん予防ワクチン接種の接種率を高める対策に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）皆さん、おはようございます。

子宮頸がん予防ワクチン接種の接種率を高める対策についてお答えします。

子宮頸がんは若い世代に多い女性特有のがんで、20歳代から30歳代で急増しています。子宮頸がん予防ワクチンの接種は、20歳からの子宮がん検診とあわせて実施することで、非常に有効な子宮頸がん予防になると考えています。今後の定期接種化を見据え、国の補助が開始されたことを受け、本市でも平成23年度より、中学1年生から高校1年生の女子を対象に無料で3回接種を実施しています。

1点目の接種状況については、平成23年度は、対象となる中学1年生から高校1年生の女子の人数が1,349名でした。延べ接種者数は3,240名で、このうち、1回目の接種を受けた方が1,178名で、接種率は87%となっています。

2点目の、保護者への啓発については、本市では対象者のいる家庭へ個別案内を送付しています。また、このほかにも広報やホームページで周知をするなど啓発を行っています。

3点目の、接種しやすい有効策については、厚生労働省の予防接種実施要領では、予防接種を受ける場合は、原則、保護者の同伴が必要となっています。保護者の中には仕事をされている方もありますので、学校での集団接種を実施し、保護者の同伴を求めるのは保護者への負担が大きくなります。このようなことから、夕方や土曜日などでも医療機関で接

種が受けられる個別接種のほうが受けていただきやすいと考えています。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、現在、任意接種となっておりますが、平成25年度から予防接種法に基づく定期接種となる予定です。市といたしましても、今後、子宮頸がんの予防のために、子宮がん検診とあわせて、できる限り多く対象者の方にワクチン接種を受けていただけるように、より一層の啓発を行ってまいりたいと考えています。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。

私は、橋本市の若い女性の方が、この子宮頸がんを命をなくしたり、また、子宮を摘出しなければならないようなことになるような方が一人も出ないことを望んでおります。願っております。そこで、この子宮頸がんのワクチンは、今やっと日本で認可がされまして、接種をすれば70%までかからないということでもありますので、これを大いに接種をしていただきたいということを考えてるんですけども、そこで、今、接種率の状況をお聞かせいただきましたら87%ということで、健康課とされても非常に啓発に取り組んでいただいている成果かなというふうに感謝するところですけども、やっぱり87%で、これぐらいでまあいいかなとかいう感じで思わないで、やっぱり100%を、100%は無理ですけど、100%に近い接種率を高めていただきたいと思うんです。今87%ですので、あと10%ぐらいは高めていただくために、いろんな有効策を考えていただきたいと思うんですけど、そこで、集団接種につきましてはどうですかということを提案させていただきまして、これはやっぱりかえってできないということ

ですので、理解をいたしました。

それならば違う方法で、何か有効策をもう一步進めていただきたいと思うんですけども、その辺につきましては、お答えがもうひとつなかったように思うんですけども、もう一步進めていただく対策として、例えば、中1、中2、中3、高1と、この4年間が無料の期間ですね。それを超えるとやっぱりしたい方でも5万円ぐらいの高費用もかかりますし、その期間にぜひとも接種をしていただきたいと思うんです。この期間のラストチャンスは中学3年生の方やと思うんです。中学3年生の方に、接種をされてない女子生徒に、もう一度接種をしていただけるように案内をしていただく方法、これは教育委員会も、教育長にも私はお願いをしたいんですけども、中学3年生で、今度高校へ行ったらあれですけど、中学3年生はラストチャンスです。もう1年ありますのでね。行かれてない女子生徒というのは、わかると思うんですよ。その辺、いかがでしょうか。すいません、健康福祉部長。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）中学校1年生から高校1年生までで1回も受診されていないという方は、全体で171名ございます。12.7%になるわけですけども、市といたしましては、最初に個別案内、それから先ほども答弁いたしましたように広報、ホームページで周知をしておるわけですけども、さらに学校の協力もいただきまして、チラシなどもつくりまして学校から配布していただいております。最終年度ということになるわけでございますけども、一度も接種してない方にぜひとも受けていただきたいというのが私どもの考え方でございますので、改めて市の広報に、予防ワクチンの接種の必要性もそうですし、受診の案内もそうですけども、それらを広報

で周知していきたいと、かように思っております。

ワクチンは6カ月に3回打てばいいと。1年でもいいんですけど、6カ月に3回ということもありますので、これが換算しますと、できれば今年度でしたら、9月広報等に掲載すれば今年度で間に合うのではないかと、かように思っておりますので、そのように対応してまいりたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）それでは、もう一度、受けられてない女子生徒にさらなる周知をしていただきますよう、よろしく願いをいたします。1番の再質問はこれで終わります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、高齢者が住みよい住宅づくりに関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）1点目の、自宅のバリアフリー化への改修の支援策についてお答えさせていただきます。

介護保険制度では、生活環境を整えるための小規模なバリアフリー化への改修に対し、要介護認定を受けている方には居宅介護住宅改修として、また、要支援認定を受けている方には介護予防住宅改修として、それぞれ上限20万円までの住宅改修費を支給しています。具体的な改修内容としては、手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材や移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、便器の和式から洋式への取り替えなどが対象となります。

これらの要介護者を対象とした居宅介護住宅改修の支給実績は、平成21年度で256件、2,128万9,895円、平成22年度で284件、2,406万2,864円、平成23年度では315件、2,712万8,179円となっています。一方、要支援者を対

象とした介護予防住宅改修は、平成21年度で123件、1,252万1,630円、平成22年度で160件、1,198万8,838円、平成23年度は144件、1,388万41円となり、これらの制度を活用し、住宅改修をされる方は年々増加しております。

また、これらの制度以外に、県の単独補助事業として高齢者居宅改修補助事業があります。この事業は、要支援または要介護の高齢者のいる一定の低所得者世帯に対して、介護保険の居宅介護住宅改修及び介護予防住宅改修を補完するもので、両事業の上限20万円を超える部分に対し、さらに20万円を限度として、県2分の1、市2分の1の割合で負担するものです。

次に、2点目の、介護保険にかかわる受領委任払い制度の対象者の拡大についてお答えします。

介護保険制度における住宅改修費の支給は、利用者が一旦費用の全額を支払い、その後、所定の申請をして保険給付分の9割の支払いを受けるといふ、いわゆる償還払いを原則としています。一方、受領委任払い制度とは、住宅改修費の利用者の支払いをはじめから1割で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの9割分については、利用者の委任に基づき、橋本市から受領委任払い取扱事業者に直接支払うこととなります。本市の現行制度での受領委任払いの対象者は、本市に住所を有する要介護または要支援認定を受けている方で、介護保険料の滞納がないこと、対象者の世帯全員の市民税が非課税であること、このいずれにも該当する方となります。

議員ご提案の受領委任払いの対象者の拡大につきましては、介護保険給付の適正化の課題もありますが、利用者の利便性向上や在宅での介護予防を推進することにより介護保険料の抑制効果につながるとの観点から、平成

24年度で準備し、平成25年度から実施してまいります。

3点目のご質問、サービス付き高齢者向け住宅についてですが、医療、介護、住宅が連携して、高齢者が安心できる住まいの供給を促進するため、高齢者住まい法が平成23年4月に改正され、サービス付き高齢者向け住宅の県への登録制度が始まりました。

登録基準は、住宅に関する基準は、床面積が原則25㎡以上、便所・洗面所の設置、バリアフリーであること。サービス面の基準に関しては、少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供すること。契約に関しては、高齢者の居住の安定を図られた契約であることなどの3条件が必要です。

サービス付き高齢者向け住宅は、現在、和歌山県内で30軒の登録があり、橋本市内では1軒、定員11名となっており、満室となっています。また、橋本市内にはサービス付き高齢者向け住宅以外の一般高齢者住宅が6軒あり、定員は163人、現在流動的ですが20室程度の空き室があると聞いております。

市民のサービス付き高齢者向け住宅及び一般高齢者住宅への入居要望は多いと思われませんが、入居費に加え、身体状況により介護保険サービス利用料、おむつ代、医療費、日常雑費などが必要となります。

今後の整備目標については、県の計画によるところですので、市としては目標設定は考えておりません。

次に、低所得者対策としての家賃の減免についてですが、介護保険施設（特別養護老人ホームや老人保健施設等）については、居住費・食費の負担軽減制度はありますが、サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者住宅は介護保険外の施設のため、減免制度・補助制度はございません。

続いて、グループで住むことについてです

が、サービス付き高齢者向け住宅及び一般高齢者住宅は、夫婦や親子で入れる2人部屋のほかは個室となっており、グループで同じ部屋に住むことはできませんが、2室以上の空き室があれば、経営者と入居者の契約により、各個室に同時入居することが可能ですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）高齢者向けの公営住宅を増やす計画はありますかのご質問にお答えします。

高齢者向け公営住宅の建設計画や、既存の公営住宅をバリアフリー化して高齢者向け住宅とすることについては、現時点において計画はありません。しかしながら、本市の市営住宅における65歳以上の高齢者の入居状況は、平成23年度末で全入居者の約44%となっており、また、高齢者単身の世帯率は全世帯の約23%となっています。この割合は今後ますます増えていくものと推測されるため、高齢者に配慮した改修等を検討する必要があると考えています。バリアフリー化については、市営住宅長寿命化計画の中で検討を行います。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）健康福祉部長、詳しくご答弁いただきましてありがとうございます。特に、高齢者の方ができるだけ自宅で生活をされるにあたりまして、この自宅のバリアフリー化というのは重要な支援策だと思います。介護保険料、また介護にかかる費用を抑える対策として、大変私は重要であると思いますので、特に、この介護保険を利用した受領委任払い制度につきましては、所得を外していただけるという、すばいご答弁をいただきましてありがとうございます。大変市民

の方、喜ばれるかと思えます。

これは、平成25年度より実施ということでお答えいただきました。25年度を普通、世間的に言うと、私は1月からというふうに思ってしまうんですけど、平成25年度というのは行政から言っていただくと4月以降ということでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）年度でございますので、平成25年4月からということになります。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）そう言われると思ったんですけど、できるだけ25年度も、1月からにも入りますので、できたらしていただけたらありがたいなというふうに思います。

今、介護保険を利用したいということで申請をされますと、そういう方のバリアフリー化の対策、支援策になってまいりますので、介護保険を認定を申請されて、例えば非該当になられる方、それから介護保険を利用される方は65歳からでございます。65歳にならない、まあ言うたら六十三、四歳の方は介護保険に当てはまらないので、そういう方でも、やっぱり改修をしたいと思われてる方もいらっしゃるかと思うんです。できる方はどんどんしていただけたらいいんですけど、改修をしたいと思ってもできない方もいらっしゃいますので、その支援策といいますか、そういう方に対して、せめてこの介護保険を利用したの20万円までの、同額の中での貸付制度ぐらいは市として考えていただけないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）現在の制度は、あくまで介護保険制度の中で、要支援もしくは要介護の認定をされた方が対象となるということになりますので、非該当になりますと、

その改修費の支給は受けられないことになります。

議員今お尋ねの、それ以外の方々にも何か施策はないかということでございます。市におきましては、そういう貸付制度はないんですけども、県の社会福祉協議会の中で、いろいろな施策の中では、生活福祉資金の貸し付けというのがございまして、その中では住宅の増改築ですとか、補修に関しての貸し付けができることになっております。詳しいことは市の社会福祉協議会とか県の社会福祉協議会でお尋ねいただいたら一番よくわかるかと思えますけれども、それ以外の市の貸付制度というのが現在もありませんし、今後もしっていく考えはございません。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）わかりました。

次に行かせていただきます。サービス付きの高齢者住宅についてですが、先ほどお聞きいたしましたら、これは1軒ということで、これは高野口の小田にあるサービス付き高齢者住宅ということになるかと思うんですけども、既に満床であるということです。

これまでにありました橋本市の中にあります高齢者専用住宅、また、それに該当するような住宅がありますけれども、これらの住宅は、今後整備をされてサービス付き高齢者住宅として登録をされていかれるのではなくて、もう廃止となる高齢者住宅になるのでしょうか。登録制度には、この高野口のこの1軒の11床しか挙がっておりませんが、その辺は、今後はその整備の条件に当てはまって登録の中に入っていくのか、もう違う施設になっていくのか、その辺、お教えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）市内では、サービス付き高齢者向け住宅が1軒と、それか

ら一般の高齢者住宅が6軒ということになっておりまして、その一般高齢者向け住宅が、今後サービス付き高齢者住宅への県への登録をしていかないかということだと思っておりますけれども、サービス付き高齢者住宅につきましては、建築費等につきましては国の補助が10分の1あるわけでございますけれども、原則として1部屋25㎡以上という条件が付きます。さらに、入居時に必要な入居一時金というものも一括で支払わなくてはならない。それから、退去時には返還するというような契約になります。

一方、高齢者住宅は、条件的には要支援、要介護者でないと入居できないという条件があるんですけれども、面積要件がございません。それから、入居一時金も分割支払いが可能で、返却要件もないということで、経営者とすれば、自己資金で建築しなければならないんですけれども入居しやすいというメリットで、やっぱり高齢者住宅を選択するのではないかと考えております。

それから、1部屋25㎡ということの条件があるわけでございますけれども、当然、25㎡以上にしますと、その施設規模というのが大きくなります。そのことによって、建築費も高くなるということになるわけでございますけれども、経営者としたら、同じ資金を投資するのであれば、入居者数を多く確保できる一般高齢者住宅を選択していくのではないかと、私ども、考えております。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）そしたら、これから橋本市の中で、このサービス付き高齢者住宅というのは県の登録制度でありますので、県が登録をされるので市としては関与できないといえますか、そういうことを言われているのかなと思っておりますけれども、橋本市の中で、今後サービス付き高齢者住宅は望まれている

のか、必要、あったらいいなど、これからも橋本市の中で増えてもいいかなとか、そういう目標、例えば、こういう住宅が増えることは橋本市にメリットがあるのか、また、介護施設との関連もあります。その辺について、市としてサービス付き高齢者住宅を望まれるのであるならば、それは県からということですからけれども、市としてどういうふうにお考えになっておられるのか。特に、高齢者住宅を、施策を全体的に考える中で、この介護施設と高齢者向け住宅、またその他の住宅のバランスの中で、どのような展望というか、持っておられるのか。これから増えていくということですよ。今は1軒の11床しか橋本市の中ではありませんけど、今後増えていく可能性はありますよね。それを、どの程度望まれているのかとか、そんなものは要らないと、橋本市の中では要らないと思われているのか、その辺については、市としてどのようにお考えになりますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）サービス付き高齢者住宅、それから一般高齢者住宅につきましても、需要はますます高まると思います。これは橋本市だけではなく、全国自治体どこでも高齢化が進んでいくわけですので、その需要というのはどんどん増えていくのではないかと、私ども、思っております。

メリット、デメリットという話にはなるわけでございますけれども、デメリットといたしましては、あくまで介護保険計画による制限というのはございませんので、経営者側から見たら非常に建築しやすいということになりますので、どんどん高齢者住宅が増えていくところ、高齢者住宅が増えていくことによって、ヘルパー事業所、それからデイサービス事業とも併設とかということも考えられるわけでございますし、入居者のサービス

利用をどんどん導かれることによって、介護保険料が増えていく可能性は非常に多いと思います。

デメリットだけじゃなしにメリットもあるわけでございますけども、例えば、市内にお住まいの方が、ご両親が例えば他府県でおられて、高齢者住宅があることによって市内の高齢者住宅に呼ばれるというケースも出てくるかと思えます。近くで住んで面倒を見るということになってこよいかと思うわけでございますけども、そういうことによってでも、介護保険料というのは非常に増えていくわけでございますけども、ただ、家族で見れば、家族同士が近くに住むことによってお互いに安心感が生まれるということにもなりますし、それから住民票が橋本市内に移してもらえるとということになりましたら、人口減少の抑制にもつながるといふ利点もあるわけでございます。

歳出で出るほうが多いと思えますけども、人口が増えることによって、例えば交付税の人口がもとになりますので、その交付税の増額にもつながっていくということで、出るほうと入るほうと比べたら、出るほうが絶対多いですけども、市としてはそういうメリットもあるということでございます。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）部長、今デメリットとメリットという話をしていただきましたように、本当にそういう、いろいろな面もあれば課題もあるかと思えます。だから、特に橋本市は介護予防にすごく力を入れていただいて、なるべくお元気で、いつまでも介護サービスを使わないでやっていこうという施策を特に進めて、ほかからの視察もしていただけてる市ですので、サービス付き高齢者住宅ですけど、サービスというのはソフト面やと思うんです。ソフト面を使わなければいいんで

すから、最小限のソフト面にして、高齢者住宅があるというのも一つのメリットがあるかと思うんです。それを市の中で、どれくらいが必要かというの、いろいろあるかと思うんですけれども、その辺はよくまた検討していただきたいと思うんです。

特に、この平成24年から26年に「橋本さわやか長寿プラン21」を新たに計画をしていただきました中にも、このサービス付き高齢者向け住宅について書かれております。そういう高齢者向けの住宅情報を積極的に情報提供に努めていきますというふうに計画で書かれておられるんですけども、その辺の情報収集、また情報提供につきましては、どのように進めて、努めていかれるのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）インターネットを見ていただいたら、各それぞれの施設がそれぞれの情報等を掲載されておまして、利用者がそのネットを見れば内容がわかるというようなことになっております。

市といたしましては、先ほどから言われましたようにメリット・デメリットもあるわけでございますので、できれば一番いいのは、やはり在宅で住まれて、そこで生活をされるというのが一番いいことですし、市としてもそのために、自宅で介護予防ができるということで、住宅改修費などの補助をしているということもしてますし、先ほどからもいたしましたように、さらにその受領委任払い制度も拡大することによって介護の予防策になると思ってますので、できればそういう面のほうの啓発を重視していきたいというように、かように思っております。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）よろしくお願いたします。高齢者向けの公営住宅を増やす計画はありませんということでした。そう

いうお答えをいただくとおっしゃっていました。昨日、先輩議員が真土住宅のことについて一般質問がありましたけれども、真土住宅の、今入っておられないその住宅ですね。それもやっぱり今入っておられないということで、これは大いにもったいないのではないかと私も思うんです。活用していただきたいと思えます。特に、今パーセントを言っていただきましたように、非常に高齢者の方が市営住宅に入られておられるという現状がありますので、この住宅につきましても、もっと緩和をしていただいて、募集をかけていただければありがたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）真土住宅の改修済みにつきましては、あくまでストック総合活用計画の中で、900戸余りの市営住宅を555戸まで削減することによって、より効率的でよりサービスを提供できるふうにストックの活用を図っていくという目的の中ですべてしておりますので、あくまで、廃止の団地あるいは棟の集約ということを進める上での活用でございますので、新規の入居というところに充てる予定は現在のところはございません。

ただ、昨日もご指摘ありましたとおり、なかなかその辺の棟の集約等がはかばかしく進んでおりませんので、それと、たまたま建物の条件のある範囲ではありますが、バリアフリー化等についてもできる範囲のことは手をつけておりますので、そういった制限のある中で少し柔軟に考えてはいきたいと思っておりますが、あくまで新規入居という形は現時点では考えておりませんので、どうぞご理解ください。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）新規入居は考えておられないということですが、もう2年で

すか、あいたままになっておられますので、新規入居も考えていただけたらと思います。要望しておきます。2番の質問は終わらせていただきます。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目3、市民便利帳「くらしのガイド」の配布に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森口清隆君）登壇〕

○企画部長（森口清隆君）市民便利帳「くらしのガイド」の配布についてのご質問にお答えをいたします。

市民便利帳「くらしのガイド」につきましては、平成18年3月の新橋本市の合併時に2万6,000部を作成し、市内全戸に配布いたしました。

この冊子は、合併により行政サービスの窓口や内容がわからないなど、市民の皆さまの市行政に対する不安を解消するために作成し、配布したものでございます。合併当初の窓口業務の混乱を防ぐために大きな効果があったと考えています。配布した後は、主に転入者に対してお渡しし、市民生活に役立てていただいております。

その後、部数が少なくなりましたので、一部修正を加えながら、平成19年度、平成21年度、平成23年度に各1,000部を増刷し、市民課において転入者に配布しています。

「くらしのガイド」作成に係る経費については、平成18年の全戸配布したときは1冊当たり約110円で、昨年度1,000部増刷したときには1冊当たり約390円となっております。経費を抑えるための手法には、「くらしのガイド」の制作・配布費用を作成業者が市内の事業者からの広告収入によって賄う方法があり、この場合には市の経費はほとんど発生しないと思われま。

このように経費を抑えた「くらしのガイド」

の作成方法はございますが、現時点では「くらしのガイド」は市への転入者に対して配布していきたいと考えております。

ただし、行政事務の大幅な変更など、市民の皆さまに行政情報全般をお知らせする必要が生じた際には、作成に係る経費を抑えた形で全戸配布も検討したいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ありがとうございます。橋本市の世帯は6月広報で載っておりました世帯、4月30日現在で2万6,510世帯でございます。私はこの昔の合併時の「くらしのガイド」、これを持ってんですけど、この平成18年度に配布されました「くらしのガイド」をお持ちの世帯は何世帯でしょうか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）現在持っていたというのは2万6,000世帯だと思います。ただ、転入者につきましては、その都度、改訂をしました「くらしのガイド」をお渡ししてございますので、私どものほうでは全世帯に行き渡っていると、このように解釈してございます。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）2万6,510世帯ですよね。で、これをお持ちの方は2万6,000世帯ですか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）合併当時の冊子をお持ちいただいているのは、その当時の世帯数、うちのほうでは約2万6,000世帯、その後、世帯数が増えてございますので、その増えた世帯の方につきましては、うちの改訂版のほうをお渡しし、また、必要に応じては新しいのを、うちのほうにとりに来てくださる市民の方もおられます。そういうことでございま

す。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）わかりました。和歌山市と新宮市と海南市が、今、特に海南市は、平成24年4月に、株式会社サイネックスを利用して暮らしのガイドブックをつくられているんです。海南市は、一番最初のページには地域観光名所、地域情報を一番に載せられているんです。2番目に防災を載せられておられます。ほかの市もいろいろ調べたらよかったですけど、なかなかよく調べてないんですけど、四国の南国市というところがあるんですけど、その暮らしのガイド、ここはトップページが防災です。防災情報がトップに載っております。やっぱり、その市、市で一番必要な情報が、一番見やすい最初のページに来ているかなというふうに思います。それも、南国市はゼンリンを活用されて、経費を抑えた手法で作成をされておられます。

今、企画部長は検討していくという、いいご答弁をいただけてるかと思っておりますので、どうぞこの手法で、またいい暮らしのガイドブックを作成していただきたいと要望しておきますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）